



意見応募用紙

様式は自由ですが、FAX等で送付いただく場合に、この用紙を切り取って御利用ください。

応募先

- ◆〒604-8571 (住所記載不要) 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課事業推進担当
FAX: 075-222-3416 E-mail: hokeniryou@city.kyoto.jp
ホームページ: <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000170536.html>
- ◆〒602-8570 (住所記載不要) 京都府健康福祉部生活衛生課
FAX: 075-414-4780 E-mail: seikatsu@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ: <http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/067/index.html>

- ▼御意見の記入例
- ・京都動物愛護憲章をぜひ広めてほしい。
 - ・「動物との絆」という表現がとてもよいです!



京都動物愛護憲章(仮称)素案 に対する意見募集について



日本の自治体で初めてとなる動物愛護についての憲章に、皆様からの御意見をお寄せくださいワン!!

待ってるニャ!

「京都動物愛護センター(仮称)」(愛称:動物愛ランド・京都)キャラクター
京(きょう)ちゃん 都(みやこ)ちゃん

京都府と京都市では、全国で初めて、府市共同で「京都動物愛護センター(仮称)」(愛称:動物愛ランド・京都)を設置します。

これを契機として、「人と動物が共生できるうまいのある豊かな社会」の具体的な姿を示し、様々な人々がそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するための原点、よりどころとなる「京都動物愛護憲章(仮称)」を制定します。

この度、「京都動物愛護憲章懇話会」からの御意見等を踏まえ、府民・市民をはじめとした皆様からの御意見をお伺いするために、「京都動物愛護憲章(仮称)」素案を作成いたしました。

動物愛護に関わる府民・市民、団体、事業者の皆様はもちろんのこと、京都に関わるすべての方からの御意見をお待ちしています。

*御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ、該当する番号に○を付けてください。

- 年齢：1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代
6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳代以上
- 性別：1. 男性 2. 女性
- 居住地：1. 京都府内(京都市以外) 2. 京都市内 3. その他



募集締切 平成26年10月10日(金)

応募方法 郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見応募フォーム等により御応募ください。(様式は自由ですが、本フリープレットの「意見応募用紙」も御利用いただけます。)

応募先及び問合せ先

〒604-8571 (住所記載不要) 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課事業推進担当
TEL: 075-222-4272 FAX: 075-222-3416 E-mail: hokeniryou@city.kyoto.jp
ホームページ: <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000170536.html>

〒602-8570 (住所記載不要) 京都府健康福祉部生活衛生課
TEL: 075-414-4763 FAX: 075-414-4780 E-mail: seikatsu@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ: <http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/067/index.html>



動物愛護憲章 意見募集

名称 京都動物愛護憲章（仮称）素案

前文 わたくしたちは、ここ京都で、四季のうつろいを感じながら、いきものと関わり、その命を尊ぶわが国ならではの暮らしのかたちを千年以上の永きにわたってつむいできました。そして、わたくしたちは、さらに進んで、ここ京都を人と動物が共に暮らすうおいのある豊かなまちにすることを目指します。

人と動物が共生するうおいのあるまちを目指します。

わたくしたちと同じようかけがえのない命を持ち、わたくしたちの身近なところで共に生きている動物との関わりについて、わたくしたち一人ひとりが自ら考え、行動するためにこの憲章を定めます。

憲章は一人ひとりが自分のこととして考え、行動するためのよりどころです。

本文 わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

前文で定めた理想を達成するために努めるべき目標を簡潔に、わかりやすく、覚えやすい言葉で表現しています。

身近なところ・自分のできることから取り組んでもらえるとうれしいワン！



取組の例はごち5だニャン！

本文の項目ごとに、努めるべき具体的な取組内容を例示しています。

憲章に基づく取組の例

京都の人々の、動物の命に思いをはせる繊細な心や、他人に迷惑をかけないという美意識の上に立ち、わたくしたちは、この憲章に基づいて、様々な立場で動物と関わる中で、例えば、次のようなことに取り組みます。

1. 動物を思いやりましょう。

- 動物の命を尊ぶ心を子どもたちに伝えます。
- 飼い主は、動物の健康や安全に気を配ります。
- 行政は、飼い主の都合でやむなく殺処分される犬や猫をなくすことを目指します。



1. 動物のことを学びましょう。

- 飼い主は、動物の習性や飼ううえでいきまりを学びます。
- 動物取扱事業者は、飼い主に正しい飼い方を伝えます。
- テレビや新聞などは、動物の問題についてわかりやすく伝えます。



1. 動物との正しい関わりを考えましょう。

- 周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません。
- 飼っている犬や猫が迷子になって困らないよう、飼い主がわかるマイクロチップなどを付けます。
- 日々の生活や科学の発展のため、人がやむなく動物の命を奪っていることについて考えます。

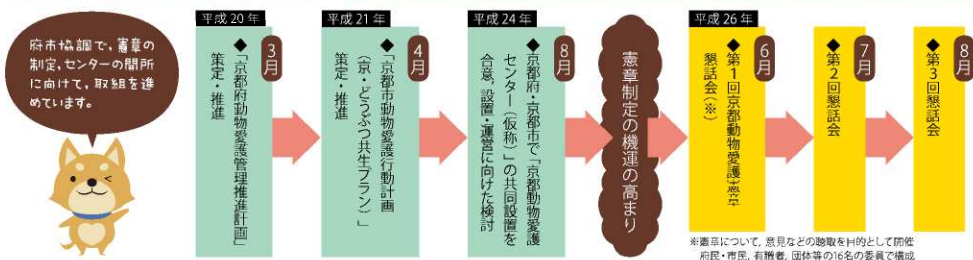
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

- 動物を飼う人は、大切な家族として動物が命を終えるまで共に暮らします。
- 飼い主を失った犬や猫を新たな家族として迎えることを考えます。
- 行政は、飼われている犬や猫の安易な引取りに応じません。

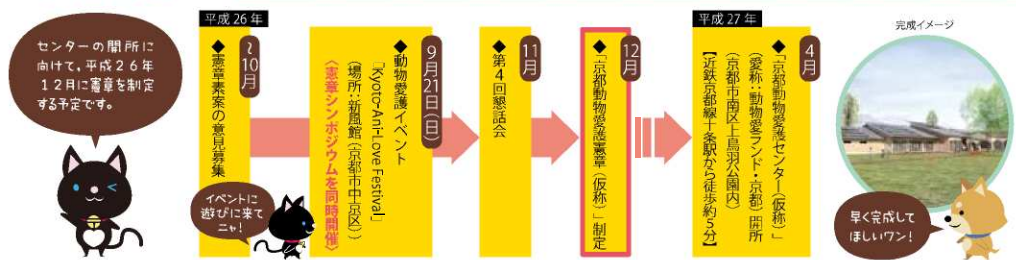
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

- 犬の排せつは自宅でさせます。また、散歩時にやむなくしたふんは必ず持ち帰ります。
- 猫は室内で飼います。
- 地域の人々で協力して、人と猫が共生できる「まちねご活動」に取り組みます。

◆憲章の制定に向けた取組経過



◆今後の予定



京都動物愛護憲章(仮称)制定シンポジウム



11:15 第1部 基調講演

参考配付資料 ②

「日本人の動物愛護観 一昔と今」

講演者 村田 英雄 氏

京都動物愛護憲章懇話会会長
京都産業大学総合生命科学部教授, 獣医師



11:40 第2部 パネルディスカッション

「京都動物愛護憲章(仮称)」について

パネリスト

■ 村田 英雄 氏

京都動物愛護憲章懇話会会長
京都産業大学総合生命科学部教授, 獣医師

■ 内田 孝 氏

京都動物愛護憲章懇話会委員
京都新聞社編集局総務

■ 杉本 彩 氏

女優, タレント
一般財団法人動物環境・福祉協会Eva 理事長



(敬称略, 順不同)

基調講演 「日本人の動物愛護観 一昔と今」

■ はじめに —ここでの「動物」とは何を指すのか—

我々の身近に共存する“ほ乳類・鳥類”に焦点を当て、特に愛玩動物（いわゆるペット）がその主役である。また、我々の生活環境内の棲息生物（爬虫類、両生類、魚、虫など）を「いきもの」としてさらに広く表現している。

■ 昔（古代～中世）の人々の愛護観

古来豊かな自然環境に恵まれた日本では、「あきつしま（トンボの国）」の古語が示すように、人々は多種多様の「いきもの」と共存してきた。日本土着の思想（神道など）では、動物に対する人間の優越感や対立観はほとんど無く、外来思想（仏教や儒教）でも、輪廻転生、生命の連続性、子孫繁栄を尊ぶ倫理観の中で、動物の殺生は忌み嫌われ、人々は自分たちの管理が及ぶ自然・生活環境（いわゆる里山）と、そこに暮らす動物たちに対して敬意を払った。

実は、この精神は現代日本人にも受け継がれている。“動物は命あるもの（動物愛護法、第2条）”として、彼らを大事にしよう、慈しもうという観念が我々の中で今でも強い。動物慰霊碑の建立、慰霊祭や放生会（ほうじょうえ）などは広く伝統的風習として存続している。

■ かなり昔から存在した「動物愛護」の法律

古くは天武天皇（7世紀半ば）の食肉禁止令まで遡れるらしいが、動物愛護（この場合は殺生禁止）令は古代・中世に既に公布されていた。その中でも、あの有名な徳川綱吉の“生類憐みの令”（1687年頃）は日本初の明確な動物愛護思想と位置づけられる。そのため、日本では、身近の動物を家畜化や食用資源として利用することがなく、在来家畜の品種改良も停滞して、牛や馬も貧弱なまま、近代に至った。しかし、彼ら牛馬は農業労働を支える家族の一員として大切に扱われ、地域によっては人と一つ屋根の下で一緒に生活していた（古民家、特に南部の曲り屋が代表例）。有名な芭蕉の句「蚤虱馬の尿（しと）する枕もと（奥の細道）」という状況を想像していただきたい。

■ 近代～現代にかけての動物愛護

明治の文明開化により、旧来の「動物への慈しみ」「殺生禁止」の倫理観は一変し、西欧文化の流入とともに、動物の徹底的利用（搾取）、そして獣肉食が普及・定着した。それ以降現在まで、肉資源を得るために食用家畜の“殺生”行為が公認されている。しかし、食肉生産が動物（家畜）の命の犠牲の上に成り立っている当然の事実を多くの日本人は依然として正確に理解していない。言い換えると、食卓を飾るステーキやトンカツ、フライドチキンが、かつては生きていた牛・豚・鶏に由来することは判っても、かれらがどのようにして肉になったのか、関心を持つ人は少ない。

また、前世紀初頭頃から動物実験法が確立し、動物（実験動物）が医学・薬学や生命科学の発展に大きく寄与してきた。この分野でも多くの実験動物たちが人間の福祉や健康増進、あるいは科学の進歩のために「命を捧げ続けて」いる。動物実験の是非を巡っては、実験容認派と全廃派の対立が顕在化しているが、その論争に加わるのは動物愛護に対する関心や意識が高い限られた人たちである。残念ながら、多くの人々は、それらの動物の存在すら知らない、関心もない、というのが現状だろうと思われる。そこで、今回の愛護憲章（仮称）の素案には、「彼らが人類のために果たしている役割や人が“やむなく”彼らの命を戴いている理由について考えてみよう」という提言が含まれている。

ところで、近年、全国の動物園や水族館の展示方法が大きく変わってきたことに気が付かれたでしょうか？ 中にある動物（展示動物）が本来の生息環境と同じように生き生きしているように見える。その秘訣は「環境エンリッチメント」にある。動物の物理的・精神的な苦痛をできるだけ減らし、彼らの生活環境を良くしようという取り組みである。この動きは展示用動物以外にも、実験動物や家畜にも適応されている。

さて、野生動物（人間に飼育されない、自活の野生種、マチネコも入る？）に対して我々はどう向き合うべきだろうか？ 全体論（ホリズム）という考え方を以下に紹介する。「野生動物は人間の営みと関係なく存在する。したがって、我々人間は彼らを庇護する責任はないが、生態系を構成する要素として彼らの存在を認め、生態系全体の維持を考えて、双方にとって一番“損失の少ない”妥協点を見出すべきであろう」。

最後に、この憲章の主役“愛玩動物”の愛護活動について最近の進展を紹介する。2009年（平成21年）の環境省統計では、その年27万頭の犬・猫が飼育放棄され、その85%が殺処分されている。その根底には、飼い主の「モラルの低さ」があると分析される。この現状はマスコミにもしばしば取り上げられ、若い世代へもテレビ等の媒体で伝えられている（例：NHK for SCHOOL、2014年4月テレビ放送）。ここ京都市では犬猫の殺処分数が数年来減少傾向にあり、引取り窓口での飼い主への説得や、里親探しが功を奏していると思われる（京都新聞2013年5月1日）。環境省は今年から、犬猫処分ゼロに向けてモデル地区を選定し、今後その取り組みを全国へ広げる行動計画を発表した（時事通信2014年4月）。今後の効果を期待したい。

■ おわりに

今まで紹介した背景の要点は憲章素案に盛り込まれている。この素案を土台にして、今後寄せられる衆智を集めて、京都府・市民として全国に誇れる動物愛護憲章が制定されることを切に望んでいる。

シンポジウムの概要について

1 京都動物愛護憲章制定シンポジウム開催概要

(1) 日時 平成26年9月21日(日)

午前11時15分～12時30分

(2) 場所 京都市中京区 新風館

(3) 内容 別紙「京都動物愛護憲章(仮称)制定シンポジウム」チラシのとおり

2 当日、会場で京都動物愛護憲章(仮称)素案に寄せられた御意見

252人, 392件

<意見の例>

- ・ 憲章の趣旨に大賛同です。
- ・ 日本で初めての試み, とてもすばらしいと思います。
- ・ イベントを通して憲章を広めてほしい! 今日のようなイベントを開いて広く広めていきたい。
- ・ わたしも精一杯広めていきます。
- ・ 一時的ではなく, 長く語り継がれるものを目指してほしい。
- ・ 本文がやわらかい表現をされているので動物愛護について少し抵抗をもっている人たちにも受け入れやすくなっているのがよかったと思います。
- ・ ペットショップのあり方を考えてほしい。
- ・ 殺処分が減るような取組をしてほしい。
- ・ 家畜産業の動物たちについての教育も必要だと思います。
- ・ マイクロチップはぜひ義務化してもらって, 普及させて全国に広げてほしいです。
- ・ 動物虐待をなくしてほしい。
- ・ まちねこをもっとがんばってほしい。
- ・ 犬猫だけでなく小動物とふれあう催しを。
- ・ 最後に行動すること。そうしやすい環境・雰囲気のある京都を期待します。
- ・ 動物が苦手な人たちにも理解してもらえるような環境づくりをしてほしい。
- ・ 京ちゃん, 都ちゃんが大好きです! 動物のキャラクターがあるのは子どもも興味がわくきっかけになると思いました。 等

3 第2部パネルディスカッション パネリスト等発言摘録

○ 京都動物愛護憲章の印象について

<杉本氏>

- ・ 憲章に書かれていることは、命を引き受けるうえで当たり前のことであるが、その当たり前ができていないのが現状。明文化して取り組んでいかなければならない。また、取り組んでいくためにどう掘り下げていくのか考えていく必要を感じた。

○ 憲章の対象について

<村田氏>

- ・ 普段多くの人が目を向けていない実験動物等も憲章の対象に盛り込んでいる。

○ マスコミの役割などについて

<内田氏>

- ・ 新聞、テレビだけでなく、映画などでも人と動物の共生を扱ったものもあり、どうやって共生していくのかといったことを多くの人に考えてもらえるよう、様々な形で伝えていくことが必要

<杉本氏>

- ・ 映画等のエンターテインメントにも素晴らしいものが多くあり、多く上映の機会を設けるなどして、多くの人が考える機会となればよいと思う。
- ・ テレビでは、色々な制約があり、日本の市場構造等、ペットの遺棄等が生まれる背景を話すことはなかなか難しい。

<内田氏>

- ・ 京都新聞は、地元密着型。この憲章もきっかけに、京都ならではの動物愛護の方法や考えるうえでのきっかけづくりとなるような情報発信ができればと考えている。

○ 憲章に盛り込んだ京都ならではの観点について

<村田氏>

- ・ 京都というまちは、古いけれど新しいまち、思想、文化の先頭、リーダーであり、京都から全国に先駆けて憲章の制定と発信に取り組んでいきたい。

<杉本氏>

- ・ 京都人として、人に迷惑をかけてはいけない、不細工なことをしてはいけないという気持ちを強く持っている。こうした美意識が、まちの美しさ

や幸せそうな動物たちの姿に反映されていると思う。

<内田氏>

- ・ 京都は環境の取組も盛ん。その中には動物への取組も含まれている。平安京の時代から、ゼロから環境をつくってきた。また、京都は学問のまちでもあり、杉本さんのような文化人もおられる。こうしたところの御意見を上手にまとめていけば、おのずとよいものが生まれてくるのではないか。

○ 教育について

<村田氏>

- ・ 大学では、動物倫理学や、動物福祉学といった分野を教えている。実験動物等がその能力に応じて役割を果たしてくれるうえで、どう、その命をすごさせてあげるのか。これは、憲章で主たる対象としている愛護動物にも当てはまる。その命をどうやってまっとうさせてあげることができるかということである。

<杉本氏>

- ・ 動物を飼ううえでは、最低限の知識を持ってもらうことが必要である。日本ではドッグトレーナーについての明確な基準がなく、適切なしつけがなされずに問題が悪化する場合もある。子犬を迎えるときは、人間と同じくらい、知識を持って迎えてほしい。

○ 会場発言

<発言者>

- ・ 動物虐待を発見した時に、アニマルポリスのようなものはあるか。どこに言えばよいかわからない。アニマルポリスの取組は今後広がるのか。

<杉本氏>

- ・ 今後、市と府、府警が協力して実現していただきたいと思っている。兵庫県では、アニマルホットラインというものを設けてもらっている。

<村田氏>

- ・ アメリカでは警察に立入権や逮捕権があると聞いている。環境省が作成したプランにおいてもアニマルポリスは入っており、今後、モデルケースなどから全国に広がっていくのではないかと考えている。

<内田氏>

- ・ 動物が家族の一員、重要な位置付けを占める時代となってきた。マスコミもそういったことを考えていく必要がある時代だと考えている。

<発言者>

- ・ マイクロチップについて。自分が飼っている猫には装着しているが、マ

マイクロチップが入っていても殺処分されてしまったケースがあると聞いたことがある。犬の場合は届出制だが、届出の際にマイクロチップを義務化したり、猫も届出制にするなど、憲章に入れていただければと思う。

<杉本氏>

- ・ マイクロチップを装着していても、不幸にして殺処分されてしまったというケース。行政の現場では、動物の管理と愛護を一つの部門でやっている。どうしても管理が優先されがちで、このシステム自体にも根本的な問題があると思う。マイクロチップは、無責任な遺棄を防ぐという意味でも効果的。犬や猫の所有者が把握できるシステムが必要

<内田氏>

- ・ マイクロチップについて初めて聞いたときは、飼い主さんにとっては動物の体に負担がかかるのではないかといった抵抗があるかなと感じたが、しかし、いなくなってしまった場合に飼い主に戻る有効な策。動物の生活環境のアップにもつながる。

<村田氏>

- ・ マイクロチップは、小さなチップを皮下に注射器で埋め込むもので、おそらく、痛くはない。動物の体への負担は小さい。脱落等がなく、獣医師会はじめ、今後、積極的に進めていきたいとの方向である。

<発言者>

- ・ まち猫活動について、近所にも野良猫が10匹ぐらいうろうろしている。対応の方法を知りたい。
⇒ 司会から、まちねこ活動の概要を説明

京都動物愛護憲章懇話会 委員名簿

所 属	氏 名
京都産業大学総合生命科学部教授	◎ <small>むらた ひでお</small> 村田 英雄
一般財団法人 J-HANBS 関西支部長	<small>もり たかし</small> 森 尚志
公益社団法人京都府獣医師会会長	<small>しみず こうじ</small> 清水 弘司
公益社団法人京都市獣医師会前会長	<small>いわた のりちか</small> 岩田 法親
ハーモニー顧問	<small>あづみ はつえ</small> 安積 初江
特定非営利活動法人アンビシャス理事長	<small>まつおか さちこ</small> 松岡 幸子
近畿ケンネル協同組合代表理事	<small>うえむら とおる</small> 上村 享
公益社団法人日本愛玩動物協会京都府支部副支部長	<small>にしはら ひろみ</small> 西原 裕美
精華町健康福祉環境部環境推進室長	<small>たなか まさと</small> 田中 真人
京都市保健協議会連合会会長	<small>むらい ただし</small> 村井 正
京都府動物愛護管理推進計画検討委員会委員	<small>よしだ まさみ</small> 吉田 正美
京都市地域女性連合会常任委員	<small>おかむら きみこ</small> 岡村 公子
京都市南区上鳥羽自治連合会会長	<small>もりおか うめじ</small> 森岡 梅次
京都新聞社編集局総務	<small>うちだ たかし</small> 内田 孝
株式会社京都放送総務部長	<small>みやもと ひでき</small> 宮本 英樹
日本放送協会京都放送局放送部副部長	<small>おおはし のぶゆき</small> 大橋 信之

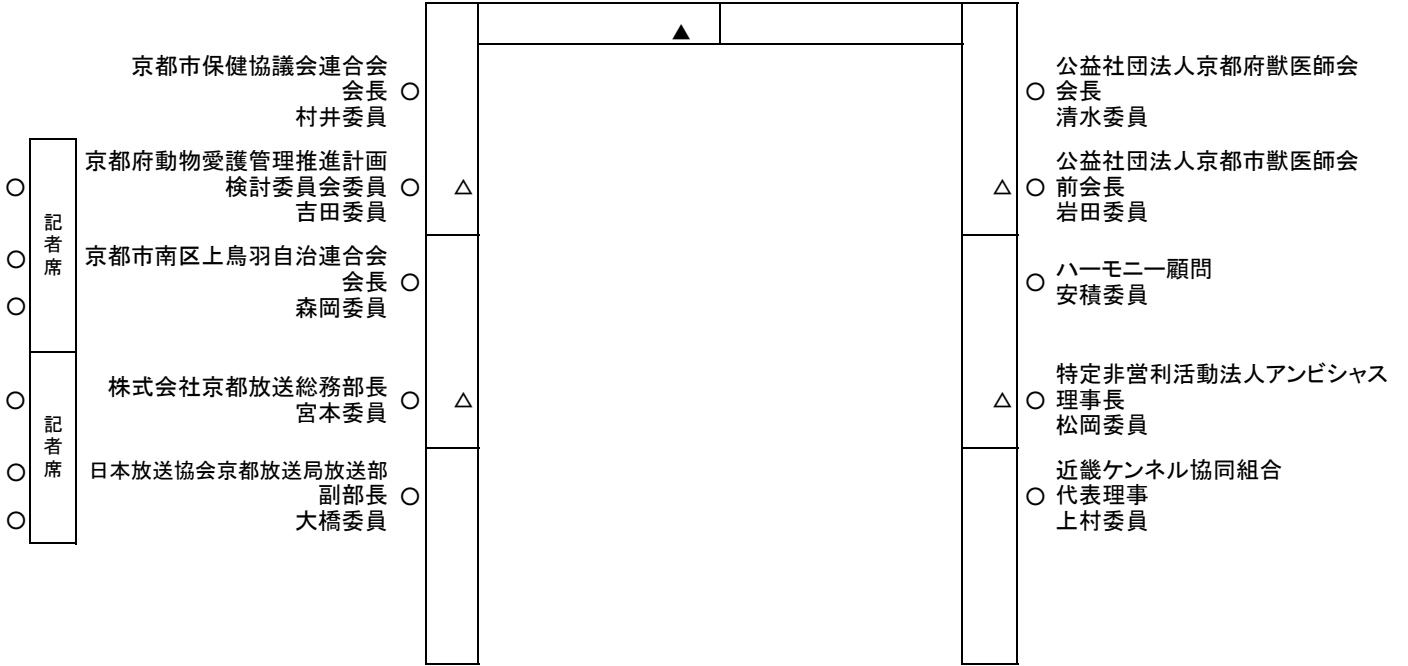
◎ : 会長

(敬称略)

第4回京都動物愛護憲章懇話会
 平成26年11月11日(火)午後2時～
 京都ガーデンパレス2階「鞍馬」

◎:会長

- 精進健康福祉環境部
 環境推進室
 室長 田中委員
- 京都産業大学
 総合生命科学部
 村田委員
- 一般財団法人
 JIHANS
 関西支部長 森委員
- 公益社団法人
 京都府動物協会
 西原委員



行政側席 ▲

- 藤川京都市保健医療課 担当課長
- 中谷京都市生活衛生担当部長
- 西田京都市保健医療・介護担当局長
- 宮地京都市健康福祉部 副部長
- 森田京都市生活衛生課長
- 佐藤京都市動物愛護センター 所長

▲ 行政側席

- 太田京都市健康危機対策 担当課長
- 岩田京都市家庭動物相談所 所長
- 神村京都市動物愛護管理 担当課長

行政側席

-
-
-
-
-
-
-
-
-

(傍聴席)

-
-
-
-
-
-
-
-
-

(出入口)